

## 砥部町下水道排水設備指定工事店の違反行為に対する処分基準等に関する要綱

令和 2 年 3 月 31 日

砥部町告示第 85 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の違反行為に対する注意及び処分の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において違反行為とは、下水道に係る国の法令、砥部町公共下水道条例（平成 22 年砥部町条例第 20 号。以下「条例」という。）、砥部町下水道排水設備指定工事店規程（令和 4 年砥部町企業管理規程第 5 号）その他町長が定める下水道に係る規程に違反する行為をいう。

(注意及び処分の基準)

第 3 条 町長は、指定工事店が違反行為をしたときは、当該指定工事店から顛末書(様式第 1 号)を徴収し、当該違反行為の内容に応じて別表第 1 に定める基準により違反点数を付する。ただし、違反行為により処分を受けた日から 1 年以内に同じ項目の違反行為を行った場合は、2 倍の違反点数を付する。

2 町長は、違反点数に応じて別表第 2 に定める注意又は処分を行う。

3 一つの工事に対して複数の違反行為があったときは、全体を 1 件とみなし、それぞれの違反点数を合算した点数を付する。

4 指定効力を停止している指定工事店が違反行為を行ったときは、町長は指定を取り消すものとする。

5 別表第 1 に定めのない違反行為があった場合の点数については、その都度町長が決定するものとする。

(違反点数の消滅)

第 4 条 違反点数は、その付された日（停止処分を受けた場合にあっては処分の日）から 1 年以内に新たな違反行為を行わなかった場合に消滅する。

(違反点数の累積方法)

第 5 条 違反点数が消滅するまでの間に新たな違反行為を行った場合は、当該新たな違反に係る違反点数を累積する。

(処分後の排水設備工事の施工)

第 6 条 町長は、指定の取消し又は停止の処分を受けた指定工事店の施行中の排水設備工事に限り、特に必要と認めた場合は、当該処分を受けた指定工事店に施工させることがで

きる。

(処分後の再登録)

第 7 条 この告示により取消処分を受けた指定工事店は、取消処分を受けた日から 2 年以内に指定工事店として再登録することはできないものとする。

(停止処分期間)

第 8 条 別表第 2 に規定する指定の効力の停止の期間は、当該期間中に指定の期間が更新された場合においては、更新後の指定の期間に引き継ぐものとする。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 27 日告示第 78 号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

違反行為項目	違反点数
条例第 9 条第 1 項に規定する申請内容に虚偽があったとき。	100 点
工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。	40 点
指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	40 点
その施工する排水設備工事が、下水道の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	40 点
条例第 6 条の規定に違反して、排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けていない工事を施工したとき。	30 点
条例第 20 条の規定に違反して、工事完了後 1 週間以内に届出を行わず、町の検査を受けなかったとき。	20 点
責任技術者等の管理下でない者が工事を設計し、又は施工したとき。	20 点
正当な理由もなく工事の申込みを拒否したとき。	20 点
工事請負契約に際して、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。	20 点

条例第 18 条に規定する所定の届出を怠り、又は虚偽の申告をしたとき。	10 点
指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げていないとき。	10 点
その他指定工事店として業務に関し、不誠実な行為等が認められたとき。	上記と比較し、10 点～50 点の範囲内で点数を付する。

別表第 2 (第 3 条関係)

	違反点数	処分内容
注意	20 点以下	口頭注意・文書注意
	20 点を超え 40 点以下	文書嚴重注意
処分	40 点を超え 60 点以下	1 月以内の指定の効力停止
	60 点を超え 80 点以下	3 月以内の指定の効力停止
	80 点を超え 99 点以下	6 月以内の指定の効力停止
	100 点以上	指定の取消し

様式第1号（第3条関係）

顛 末 書

砥部町長 様

指定番号 第 号

所在地

営業所の名称

代表者氏名

㊞

電話番号

違反行為等に関する顛末は、次のとおりです。

1 違反行為等の内容	違反日又は期間	
	場所	
	内容	
2 担当責任技術者	登録市町及び登録番号	第 号
	氏名	
3 違反行為等に至った経緯（できるだけ詳細に）		